

令和2年度 横浜市予算に対する要望書

一般社団法人 横浜建設業協会

人口減少と高齢化の進行に伴う担い手不足は全産業に共通する課題ですが、とりわけ長時間労働や休日等の問題を多く内在させてきた建設業においては深刻な課題であり、国土交通省の試算によると2025年には建設産業に係わる技能労働者は、47万人～93万人もの不足が予測されています。

このため、建設産業は働き方改革の推進と生産性の向上というテーマに正面から取り組み、若者を呼び込むための環境整備を強力に推し進めていく必要があります。

当協会も、こうした流れに沿って、週休2日制の実現を当面の目標に掲げて、昨年も横浜市予算要望、各局対話会の機会等を通じて、発注者・受注者が共通の認識のもとで、適正な工期の設定、発注・施工時期の平準化、適正な賃金水準の確保、書類の簡素化等に総合的に取組んで、新3K（給料高い・休日多い・希望が持てる）の実現に邁進することを要望してきました。

更に、生産性向上の観点から、国土交通省が推進するi-Constructionについては、当協会としても会員企業向けセミナーやICT建機の見学会を開催して調査・研究に着手しており、その実践に向けた取組みを強化しています。

以上のように今後の建設産業の行方を大きく左右する担い手確保や生産性向上の課題に立ち向かっていくためにも、令和2年度の予算編成にあたっては、以下の事項に関して特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 市内企業の受注機会の確保・拡大について

横浜市においては、平成22年4月から施行された中小企業振興基本条例の精神に基づき、市内土木・建築業者に対して、適切な分離・分割発注の考えを適用しつつ、公共工事に対する市内中小企業の参入機会の増大に途を開いてきていただいています。

今後とも、更に一層、市内土木・建築業者の参入機会が拡大していくようご尽力を賜るようお願いいたします。

(1) 公共事業予算の確保

地域建設業は、地域インフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心を確保する地域の守り手の役割を担っています。地域建設業者が将来にわたってこれらの役割を果たせるよう、

今後とも公共事業予算の安定的・継続的な確保を要望します。

(2) 国際園芸博覧会について

横浜市が2026年招致開催を目指す国際園芸博覧会について、政府が招致に向けた本格的な動きがあると報じられています。

平成30年3月に発表された基本構想案（答申）を見ますと、瀬谷区・旭区にまたがる旧上瀬谷通信施設を会場として開催する国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決への貢献を目的に開催されるとされています。

開催に必要な経費として、会場運営費320～360億円、会場建設費190～240億円、経済波及効果8,800～9,100億円とされていますが、開催に必要な会場整備及びアクセス道路・インフラ整備等についての公共工事発注の方針・見通し等を、できるだけ早期に公表していただくよう要望します。

2. 公共工事の入札・契約制度の改善について

(1) 適正価格での受注について

① 予定価格について

横浜市が設定する予定価格は、現実よりも厳しい価格で設定されているのが実情です。予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保できるよう市場に見合った労務費及び資材等の取引価格を反映した積算を要望します。

特に、特注品・特殊工法・希少工法・希少機種等、通常単価で納入できない物について見積係数の見直しを要望します。

なお、特注品等についてはなるべく使わずに、同等品を使用するように要望します。

② 公共労務単価について

労務費等が人手不足で高騰しているため、公共労務単価が実勢価格と乖離しています。とくに鉄筋工、左官工、交通誘導員の単価を実態に合わせていただくことを要望します。

(2) 効率的な入札制度への変更について

① 総合評価方式の発注について

総合評価方式の工事発注については、評価項目が同種工事の評価点、優良工事表彰の有無、よこはまグッドバランス賞等、配置技術者の表彰・資格・年齢、市内経済へ

の貢献などが対象となっており、努力して優良な評価を得た工事会社にインセンティブが与えられ、技術者のモチベーションも高くなり担い手確保にも有効であると考えています。総合評価方式による発注件数の増加を要望します。

なお、評価項目や評価点数については、工事規模・工事内容・参加企業ランク等に応じて柔軟に対応できるようご検討ください。

② 積算疑義制度等の運用について

現在の入札制度の中では、積算ミスや予定価格と最低制限価格の中に落札業者がない場合、入札中止・再入札となってしまいます。その場合の再積算・再入札のための事務と期間が負担となりますので、軽易なものについては負担軽減のため以下の項目についてご検討ください。

ア. 積算疑義制度変更の検討要望

現在の積算疑義期間は開札後2.5日となっておりますが、その期間を入札日の翌日・翌々日の平日2日とし、開札日を入札日の3日後とする。積算疑義が提出された場合は開札日を遅らせ、積算疑義が認められた場合は、速やかに設計書を訂正し、訂正後の工事価格から予定価格を決めて開札を行う。開札時に落札候補者の業者名を公表する。

イ. 入札制度変更の検討要望

開札で、予定価格と最低制限価格の中に入札業者がない場合、予定価格以上で入札した業者の中で、最低価格順に価格交渉するか、速やかに第2回目の入札を行う。その場合、1回目入札では予定価格・最低制限価格は未発表とする。

③ 総合評価案件の辞退について

総合評価の案件は、開札から落札候補者通知までの日数が長期間ありますが、入札期間が過ぎると落札候補者が公表されるまで辞退ができないため、他工事の入札参加をしたくても、配置技術者が拘束されてしまいます。これらの問題を解決するために、開札前であれば辞退することができるという取扱いに変更していただくよう要望します。

④ 設計変更について

ア. 工事遅延に伴う経費の取り扱いについて

契約済みの工事で、請負者の責任以外のことで（近隣の問題・他企業との協議・計画通知の取得等）、現場職員が拘束されることが多々見受けられます。企業にとっては貴重な人員であり、工事の中止期間中の経費は、期間の長短に関わらず、変更の対象としていただくよう要望します。

イ. 設計変更に係る期間の短縮について

工事の設計変更において、著しく時間がかかってしまう場合があります。施工が完了し、竣工数量を提出してから、最終金額が確定するまでに約1か月間、それから変更手続きし、変更契約までに1~2週間を要してしまいますと、その期間は現場代理人を拘束されてしまい、次の入札への参加にも影響しますし、完成払い金も遅れてしまいますので、手続き期間の短縮を要望します。

⑤ 建築工事について

ア. 設計単価の公表について

見積徴収による単価は見積採用単価一覧表にて公告時に公表となりましたが、公表となっているのは細目別内訳の単価だけであり、別紙明細に計上されている単価については、依然として非公開となっています。

別紙明細に計上されている単価及びその他工事として扱っている項目・見積の査定率についても公表していただくよう要望します。

また、予定価格が1億円以上の案件については公告時に別紙明細を公表しているとのことですが、入札に際して積算が必要なことは同じですので、予定価格にかかわらず公表していただくよう要望します。

イ. J V発注（技術習得型）における構成員参加条件の緩和について

大型工事のJ V結成をするのが難しい状況です。現行では構成員の施工実績についても、工事履行を確保するために必要な最小限の条件を求めているとの事ですが、代表構成員実績だけで工事履行は充分可能であると思います。参加条件の施工実績は代表者のみとしていただくよう要望します。

3. 発注・施工時期の平準化について

(1) 早期発注や債務負担行為等の活用について

担い手三法の運用指針の趣旨を踏まえ、早期発注や債務負担行為・繰越明許費等の適切な活用により、計画的な発注を推進し、年度内の工事量の偏りを減らし施工時期を平準化するよう要望します。

(2) 発注物件の分散化について

年度を通じて工事発注を分散化することを要望します。

(3) 引き渡し時期の平準化について

発注時期の平準化を進めていただくに当たり、同時に引き渡し時期の平準化もご検討していただくよう要望します。年度末の工事集中による人手不足の解消に寄与できます。

(4) 学校改修工事について

学校改修工事は夏休みに集中して実施することが多いため、十分な計画や段取りをして進めていく必要があります。このため第一四半期でも4・5月に発注していただくよう要望します。その他の施設は時期をずらして第二四半期からとし、時期の分散化を要望します。

(5) 保育園工事について

保育園事業者の決定、設計、施工を単年度で行うと、秋口に入札をして年度内竣工の工期となっていることから、労務、資材調達の困難な時期に、大変厳しい工期となっています。働き方改革、長時間労働の是正の観点からも、複数年度としていただき、通常の工期設定で発注していただける事を要望します。

4. 働き方改革について

(1) 週休2日制実現のための施策について

① 担い手確保のため若年者の入職促進を図ることは喫緊の課題です。建設業界の就業環境の魅力向上は必須であり、とりわけ週休2日制を早急に実現していく必要があります。適正な工期の設定、施工時期の平準化、労務単価の引き上げ（特に鉄筋工・左官工・交通誘導員）、現場管理費・一般管理費の引き上げ、日常業務における提出書類の簡素化等の諸問題の解決が必須であると考えられます。

これらの解決に向けた総合的な取組を行うよう要望します。

② 週休2日制モデル工事を増やし、そこで発生する課題（学校・保育園工事における発注時期、河川工事における施工期間等）を解決し、全発注現場で実施できることを要望します。

(2) 長時間労働是正に向けた技術資料の削減と手続き緩和について

施工を行う際に手順書や施工計画書に基づき現場管理を実施しています。その際、施工管理・品質管理・出来形管理に関する手続きと現場管理・技術資料の作成に時間を要し、現場技術者の就業時間が超過しているのが現状です。

働き方改革を進めるために、現場管理費を増額して施工管理者の増員を図り、技術資料の削減と手続きの緩和を進めるよう要望します。

5. その他

(1) 工事着手前の事前調整について

契約後、工事着手をする際には他企業、他機関との事前調整を既に済ませておくよう

に要望します。また、工事契約をする時点では、予め計画通知を取得しておき、すぐに着工できるよう要望します。

また、地下埋設物等工事に支障となる問題が生じないように事前調整もよろしくお願い致します。

(2) 入札制度について

積算ソフトの普及により、ほとんどの会社が最低制限価格を正確に算出しておりますが、 α 値により運の良い会社が多くの特数を受注できるのが現状です。1年間に1本または0本の会社もあります。運に頼らない希望の持てる入札制度を考えていただけるよう要望いたします。